

区立和田サービス付き高齢者向け住宅の廃止について

区立和田サービス付き高齢者向け住宅について、以下のとおり廃止に向けた取組を進めることとする。

1 これまでの経過

平成23年の「高齢者の居住の安全確保に関する法律（高齢者住まい法）」の改正により、高齢者の多様な住まいのニーズに対応する観点から、サービス付き高齢者向け住宅（以下「サ高住」という。）が創設され、同様の観点から、区においても区立高齢者住宅和田みどりの里の空き住戸を順次サ高住へ転換していく方針を決定した（平成24年7月27日経営会議了承）。この方針に基づき、和田サ高住への転換を進めてきたところであるが、平成30年度末時点で入居率が低迷していたことから、新規のサ高住への転換を停止し、和田みどりの里の借り上げ期間が終了する令和4年度までに、施設の在り方を含めた方針について検討することとした（令和元年5月16日経営会議了承）。

2 高齢者を取り巻く住まいの現状と今後の方針

この間、区内高齢者の住まいに対するニーズは、より充実した介護サービスの提供に比重が移っており、有料老人ホームやサ高住の整備が民間主導で進んでいるところである。

こうした中で、和田サ高住は、自立度の高い高齢者を主な対象としており、サービス内容は生活相談や安否確認等が中心であること等から、その入居希望者は減少傾向であり、現在17戸中11戸が空き住戸となっている。

他方で、低所得者向け住宅である和田みどりの里は全28戸が入居済みで、さらに入居待機者が生じている。

こうした状況を踏まえ、和田サ高住については令和4年度末をもって廃止し、和田みどりの里として運用することとする。

3 現在の和田サ高住入居者への対応

- 現在入居している6名については、入居者からの希望がある場合は特例として入居の継続を認めるとともに、これまで利用していた安否確認及び生活相談を継続して実施することができるよう、関係規定を整備する。
- 利用者が実費負担していた配食、買い物代行等のサービスは終了するが、同様の支援を必要とする方に対しては、民間の介護サービスの利用へつなげることとする。
- 家賃については、現状と同じ（民間近傍家賃相当）とする。

4 今後のスケジュール（予定）

- | | |
|--------|------------------------------|
| 令和4年6月 | 和田サ高住入居者への説明 |
| 令和5年3月 | 高齢者住宅条例及び同施行規則の改正
和田サ高住廃止 |
| 7月 | 和田みどりの里として募集再開 |